

患者の視点の重視（明細書の発行など）について

第1 患者の視点の重視について

患者の視点の重視については、その方策の1つとして、患者への医療費の内容の情報提供を進めるため、領収証及び明細書の発行を推進してきているところ。

第2 現状と課題

1 領収証及び明細書の発行義務付けについて

(1) 領収証は、検査、投薬などの「部」ごとに費用を記載したもの。平成18年度診療報酬改定において、「患者から見てわかりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点」という観点から、全ての保険医療機関及び保険薬局に対して、その無料発行が義務化された。（参考資料 P2～6）

(2) 明細書は、行った検査、使用した薬剤などの「項目」ごとに費用を記載したもの。平成20年度診療報酬改定において、一部の保険医療機関^(注)に対して患者から求めがあった場合の発行が義務化された。なお、実費徴収は可能としており、保険薬局は明細書発行義務付けの対象外である。（参考資料 P7～8）

(注) レセプト電子請求が実施され、明細書発行の基盤が整っていると考えられる医療機関

- ・平成20年4月1日以降 400床以上の病院
- ・平成21年4月1日以降 レセプト電子請求を行っている病院

2 診療報酬改定結果検証に係る調査（平成21年度調査）の「明細書発行の一部義務化の実施状況調査」の主な結果について（参考資料 P9～22 参照）

- (1) 明細書を発行している施設は38.9%であるものの、患者からの明細書発行依頼が「ほとんどない」施設は約80%であり、明細書発行について患者への周知を特に何もしていない施設は49.0%である。
- (2) 明細書の発行を希望する患者は56.5%である。その内訳は、費用がかかっても希望する患者は13.1%、無料なら希望する患者が43.4%となっている。また、明細書が治療内容の理解のために役立つと思う患者は54.2%となっている。

3 レセプトオンライン請求について

(1) 請求省令の改正について

今般、請求省令の改正（平成21年11月25日公布、同年11月26日施行）が行われたところ。主な改正内容は以下のとおり。（参考資料 P24 参照）

オンライン請求の義務化から、電子媒体又はオンラインによる請求の選択制へ変更

手書きで診療報酬請求を行う保険医療機関・保険薬局について、電子媒体又はオンラインによる請求の義務づけを免除
常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65歳以上）の診療所・薬局について、電子媒体又はオンラインによる請求の義務づけを免除

電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間が終わるまでの間の医療機関について、電子媒体又はオンラインによる請求義務を猶予（最大平成26年度末まで）

電子媒体又はオンラインによる請求を行うことが困難な個別の事情があり、例外的に書面での請求が認められる医療機関等について、その事情を明確化

- ・レセプトコンピュータ販売業者等と契約済みであるが、納入等の対応が遅れたもの
- ・概ね1年以内に廃止又は休止するもの など

平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされていた医科診療所等について、電子媒体又はオンラインによる請求への移行時期を、同年7月診療分からとする

(2) 電子請求の現状について

電子請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）を行っている施設の割合は以下のとおりである。（平成21年8月診療分。参考資料 P25 参照）

・病院	83.9%	(81.4%)
・医科診療所	39.9%	(12.5%)
・歯科診療所	0.2%	(-)
・薬局	89.7%	(88.6%)

()内はオンライン請求の再掲

第3 論点

1 明細書の発行について

- (1) 保険医療機関に対する明細書発行義務化の拡大についてどう考えるか。
- (2) 保険薬局の明細書発行についてどう考えるか。
- (3) 明細書発行の患者への周知方法についてどう考えるか。

2 診療報酬上の措置について

明細書の発行を推進するためには、医療機関のIT化が重要な役割を果たすものと考えられる。

現在、IT化推進のための診療報酬上の点数としては「電子化加算」があるが、これはレセプト電子請求の期限を迎えていない保険医療機関がレセコンを導入しているなどの要件を満たした場合の点数であり、明細書発行が義務化されている保険医療機関は対象外である。（参考資料 P27）

明細書発行やIT化を推進するための、診療報酬上の評価についてどう考えるか。